

生駒市規則第36号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月21日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月生駒市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。